

第13期第3回
札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：2025年8月29日（金）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第3常任委員会会議室

１．開　　会

○事務局（菅野企画調整担当課長）　皆様、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、皆様、おそろいになりましたので、ただいまから第１３期第３回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の菅野と申します。よろしくお願いいたします。

あわせまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

私の隣にいますのが事業計画担当係長の布施です。

窓側のスクリーンの右側にいますのが担当の田中です。

では、初めに、障がい保健福祉部長の成澤からご挨拶を申し上げます。

○成澤障がい保健福祉部長　皆様、おはようございます。

障がい保健福祉部長の成澤でございます。

今回、第１３期の最後となります札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、月末のお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議は、２年前の令和５年９月から始まりまして、第１３期の推進会議委員の皆様の任期は今月いっぱいをもちまして満了となっております。

任期中につきましては、今年４月から施行されております札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の障がい分野における検討が一つ、それと、もう一つが公共的施設のバリアフリーの推進、大きくこの二つに取り組んでいただきまして、活発なご議論と大変貴重なご意見を頂戴しましたことに、改めて心より感謝を申し上げます。

本日は、第１３期の締めくくりの全体会議となっておりますので、引き続き、それぞれのお立場からの様々な視点、これらから活発なご議論を頂戴しまして、次の第１４期につなげてまいりたいと考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長）　繰り返しになりますが、令和５年９月から始まりまして第１３期推進会議の委員の皆様の任期は２年ということで、今月いっぱいをもちまして満了となります。

任期中は、公共的施設のバリアフリー部会、そして、障がい分野における共生社会推進条例検討部会という二つの部会を設置しまして、それぞれ取り組んでいただいたところです。委員の皆様方には、部会などにおきまして熱心なご議論をいただき、また、貴重な意見を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

本日は、第１３期の締めくくりの全体会議ということで、積極的なご意見を頂戴できればと思います。やや参加者が多い中、会場が手狭になって恐縮ですが、暑い、寒いなどがありましたらお申し出ください。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より、委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、小宮委員、今委員、鈴木淳平委員、橋本委員、福士委員、横尾委員の６名から欠席のご連絡をいただいております。

本会議の委員数は２５名、オンラインで出席されている１名の方を含めまして、本日は１９名にご出席をいただいております。

出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第１４条第３項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、早速、本日の議題に入らせていただきます。

次第にお示ししているとおり、各部会から活動報告をいただき、それについて皆様にご審議いただきます。

以降の会議の進行につきましては、石橋会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

２．議　　事

○石橋会長　皆さん、おはようございます。

それでは、ここから司会進行を務めさせていただきたいと思います。

冒頭、事務局からご案内がございましたが、ご発言の際には発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話しいただけるとありがたいと思います。

本日は、非常に盛りだくさんの議題になっております。円滑な進行にご協力いただきたいと思います。

それでは、議題の一つ目に入りたいと思います。

議題（１）公共的施設のバリアフリー部会の活動報告についてです。

公共的施設のバリアフリー部会では、中央区複合庁舎整備事業、中央市税事務所移転事業、藻南公園、厚別山本公園、（仮称）新展示場のバリアフリーチェックを実施しました。

それぞれ資料に基づきまして、事務局からご報告いただきます。

それでは、事務局よりご報告をお願いします。

○事務局（布施事業計画担当係長）　まず、この２年間の会議の開催状況についてご説明させていただきます。

資料１をご覧ください。

先ほどもご説明させていただいたとおり、第１３期の委員任期は令和５年９月からの２年間となっております。

第１回目の全体会議は、令和５年１１月２９日に開催しております。この会議では、会長、副会長を選出するとともに、第１２期の活動の振り返りを行い、第１３期の検討事項として、公共的施設のバリアフリー部会及び障がい分野における共生社会推進条例検討部会の二つの部会を設置することを決定いたしました。

部会の活動の方向性として、公共的施設のバリアフリー部会ではバリアフリーチェックの実施、また、障がい分野における共生社会推進条例検討部会では共生社会推進条例の制定検討を行うことをそれぞれ確認しております。

続きまして、第２回の全体会議は、令和７年１月２０日に開催しております。こちらは、公共的施設のバリアフリー部会の活動報告と障がい分野における共生社会推進条例検討部会の活動報告を行い、それぞれの部会の活動内容について確認をいたしました。

次に、各部会の活動の概要についてご説明いたします。

障がい分野における共生社会推進条例検討部会につきましては、後ほどユニバーサル推進室から議題（２）でご説明をさせていただきます。

まず、公共的施設のバリアフリー部会ですが、部会は全３回、バリアフリーチェックは全８回開催いたしました。

第１回の部会を令和６年２月に開催し、部会長、副部会長を選出するとともに、部会の活動内容について確認をいたしました。

第２回は、令和６年１２月に書面開催にて、バリアフリーチェックを実施した中央区複合庁舎整備事業とモエレ沼公園野球場整備事業、（仮称）新展示場整備事業の概要等を確認いたしました。

第３回は、今月中旬に書面開催にてバリアフリーチェックを実施した中央区複合庁舎整備事業、中央市税事務所移転整備事業、藻南公園再整備事業、厚別山本公園造成事業、（仮称）新展示場整備事業の五つの概要等を確認いたしました。

ここからは、第２回の会議が開催された１月２０日以降のバリアフリーチェックの実施状況についてご説明いたします。

資料２をご覧ください。

まず、簡単にバリアフリーチェックシステムについてご説明をさせていただきますが、バリアフリーチェックシステムとは、札幌市が施設を建てる際に、条例で定められた整備基準を上回る、よりバリアフリー化された施設となるように、設計段階や施工段階で高齢の方や障がいのある方に図面や現地をチェックしていただきまして、ご意見を施設整備に生かしていく取組でございます。

前回の福祉のまちづくり推進会議以降に実施したのは、中央区複合庁舎、中央市税事務所、藻南公園、厚別山本公園、（仮称）新展示場の５施設となっております。

では、まず、資料２－１の中央区複合庁舎整備事業からご説明させていただきます。

こちらは、令和7年2月に施工段階のバリアフリーチェックを実施いたしました。これまでにチェックを3回実施しておりまして、今回が4回目のバリアフリーチェックとなります。

旧中央区役所の敷地に中央区役所、中央区民センター、中央保健センターの三つの用途を集約した複合庁舎を新築し、令和7年2月25日に供用開始いたしました。

各階の構成といたしましては、地下1階、地下2階に来庁者用の駐車場、地上1・2階に中央区民センター、3階から6階に中央区役所、中央保健センターを配置しております。

各階への動線といたしましては、エレベーターにより地下2階から地上6階までアクセスできるようになっております。

また、1階のエントランスホールから多くの来庁者が利用する3階各種窓口までは、利便性を考慮し、石山通からも視認性のよい位置にエスカレーターを設けることで、分かりやすい動線としております。

トイレにつきまして、男女一般トイレ内の大便器、小便器、洗面器には手すりを設置しております。

バリアフリートイレにつきましては、各階の男女一般トイレに隣接して設置しておりまして、特に来庁者の出入りが多い1階には、直径180センチの円が内接できる広さを確保するとともに、大型ベッドを配置することで、重度の障がい者、介助者等への配慮を行っております。

また、バリアフリートイレの機能分散や混雑緩和が図られるよう、各階の男女一般トイレの中に、子連れ対応のベビーチェア、フィッティングボードを設置したゆとりあるブースを設けております。

オストメイト対応設備につきましては、2階、4階、6階のバリアフリートイレに設けているほか、1階、3階、5階のゆとりあるブースにも設けております。

車椅子使用者用の駐車場につきましては、地下1階、地下2階の来庁者用駐車場のそれぞれエレベーターの近くに2台ずつ設けており、建物全体で合計4台の車椅子使用者用駐車場を設けております。

次に、バリアフリーチェックの実施結果概要ですが、資料2-1の2ページ以降のとおり、いただいたご意見とそれに対する担当部局の考え方を記載しております。お時間の関係上、ここでは主なご意見等をかいつまんでご紹介させていただきます。

まず、4番の駐車場に関するご意見ですが、ハイルーフのワゴン車、福祉車両ですが、そういう車両が入れなかったのが、電灯の位置を調整し、入れるようにすることはできないかとのご意見をいただきました。

これにつきまして、地下駐車場は高さ2メートル制限としておりますため、トラバーを設置し、注意喚起を行っております。また、車高が2メートルを超える福祉車両等につきましては、建物南西側にある車寄せに駐車できるような運用を行っております。

次に、6番目ですが、3階のエレベーターを降りてから案内カウンターまでの位置が遠いのご意見をいただきました。

このご意見を受けまして、案内カウンターの位置をエレベーター側に移動するなどの調整を行っております。

なお、机上に配付した資料の一番下に、先日開催した公共的施設のバリアフリー部会の書面会議におきまして、今回の資料2-1の7番のカウンター上のサインの文字が見えづらいというご意見や、9番、11番の点字ブロックに関するご意見につきまして、改めて改善してほしいというご意見がございました。

これに対しましては、部会における担当課の回答といたしまして、今後、改善策の検討も含め、改修の際の参考とするというふうに回答しております。

続きまして、資料2-2の中央市税事務所のご説明をさせていただきます。

こちらは、もともとサッポロファクトリーに入居していた中央市税事務所を中央区複合庁舎の整備によって空き室となった旧中央保健センター等の建物に移転する整備でございます。令和7年3月に2回目の施工段階のバリアフリーチェックを行いまして、令和7年7月22日に供用開始いたしました。

各階の構成といたしましては、1階に納税課、2階に市民税課、6階に固定資産税課と諸税

課を配置しております。

来庁者の動線につきましては、主要な経路は車椅子が方向転換できる幅140センチを確保し、段差やスロープが生じないように配慮しているほか、各階へはエレベーターで移動可能となっております。

バリアフリートイレは、1階、2階、6階に設置しております。

既存建物の改修でございますため、整備を行う上では構造上の制約を受けますが、一般トイレの和式便器を洋式便器に更新するとともに、手すりを設置するなど、できる限りの配慮を行っております。

駐車場につきましては、既存の機械式立体駐車場が46台分ございますが、車椅子使用者に対応することができないため、建物西側のサービススペースに車椅子使用者用駐車場を1台分確保しております。

次に、バリアフリーチェックの際の主なご意見等をご紹介します。

資料2-2の2ページ以降になります。

まず、6番の点字ブロックの色が灰色となっている箇所があり、床の色と同系色のため、見えにくいというご意見や、8番のフロアの入り口から窓口前まで点字ブロックが敷設されていない箇所があるというご意見をいただきました。

このご指摘を踏まえまして、点字ブロックの色を黄色に変更するとともに、追加で点字ブロックを敷設しております。

次に、2番のご意見ですが、OAフロアでスロープ状になっている箇所の色を変えて目立たせないとスロープの判別ができないというご意見をいただきました。

ご指摘を踏まえまして、注意喚起用のテープを貼るなどし、スロープ部分が見えやすくなるようにしております。

なお、先日開催いたしましたバリアフリー部会の書面会議におきましては、7番の男子トイレの扉を開ける際にハンドドライヤーを使用している方とぶつかる危険性があるというご意見につきまして、14番のとおり、ドア位置の変更などのご提案がありました。それについて、その後、どのように対応したのかというご質問をいただいております。

これにつきましては、14番の考え方にも記載しておりますが、ドア位置変更につきましては、既存の建物の附属設備を使用しているということもありまして、具体的な予定は立っていないということです。また、ハンドドライヤーについても、設置場所の変更は現時点ではできず、当面使用禁止としている状況ということです。

続きまして、三つ目の藻南公園のご説明をさせていただきます。

資料2-3になります。

こちらは、昭和32年の開設以降、施設全体の老朽化や駐車場不足、バリアフリーへの未対応といった課題が生じております。このため、公園全体の再整備に向けた検討を行っており、令和7年6月に設計段階のバリアフリーチェックを行ったところです。

藻南公園は、豊平川を挟んで、大きく石山エリアと川沿エリアに分かれておりまして、令和8年度から10年度にかけて川沿エリア、令和11年度から12年度にかけて石山エリアの工事を行う予定です。

主な整備内容といたしましては、園路の勾配が急な箇所がありますため、その勾配を緩やかにする工事を行います。

また、駐車場ですが、川沿エリアは、車椅子使用者用駐車場を合計3台分整備するほか、移動に配慮が必要な方のための優先駐車区画を14台分整備いたします。また、石山エリアには、車椅子使用者用駐車場を1台分整備いたします。

さらに、既存の管理事務所を取り壊し、新たにパークセンターとして移設整備をいたします。パークセンター内には、バリアフリートイレのほか、ベビールームや、公園利用者が自由に利用できる多目的室兼休憩室を設ける予定です。

次に、バリアフリーチェックの際の主なご意見等をご紹介します。

資料2-3の2ページですが、まず、2番目のご意見で、視覚障がい者が公園の出入口を発見しやすいように、出入口にも誘導ブロックがあるとよいのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、出入口への誘導用ブロックの設置を検討いたします。

また、5番のご意見ですが、おむつを捨てるごみ箱や車椅子使用者用トイレ内のごみ箱については、車椅子使用者も使いやすいように、なるべく大きく、高さのあるものがよいとのご意見をいただきました。

今後、パークセンターの供用開始の際には、ご意見を踏まえたごみ箱を設置予定でございます。

続きまして、四つ目の厚別山本公園のご説明をさせていただきます。

資料2-4になります。

こちらは、廃棄物の最終処分場である山本処理場のうち、埋立てが完了したエリアに整備する総合公園です。位置図を見ていただければと思うのですが、南北に細長い公園の敷地になっており、そのうち、既に北エリアと中央エントランス広場は供用開始しておりまして、今回は南エリアの整備計画となります。

こちらの駐車場以外の工事につきましては、令和8年度から10年度にかけて行う予定です。園内は、既存の樹木等を生かした森の遊び場と小さい子どもから大人までサイクリングを楽しむことができるサイクル広場、そして、炊事広場としても活用できる交流広場で構成されております。

主な園路につきましては、障がいのある方などが移動しやすいよう、段差がなく、勾配が5%以内となるように計画しております。

森の遊び場のうち、車椅子など、障がいのある方の使用を想定しているユラユラ広場の地面はゴムチップ舗装を予定しております。

駐車場は、合計79台の駐車区画のうち、車椅子使用者用駐車区画を2台分確保いたします。駐車場の近くに整備する管理棟につきましては、自転車や炊事に使うコンロを貸し出す役割を担っているほか、半屋外の休憩スペースや多目的トイレを設置予定です。

次に、バリアフリーチェックの際の主なご意見等をご紹介します。

資料2-4の2ページになります。

4番ですが、管理棟周辺の地面がインターロッキングを予定しているとのことで、インターロッキングは、経年で段差ができたり、目地に車椅子のタイヤが引っかかったりするなど、車椅子使用者にとって使いづらいため、アスファルト舗装のほうがよいとのご意見をいただきました。

これにつきましては、極力、目地や段差のないものや、アスファルトにインターロッキング調の模様を施したものの使用を検討いたします。

また、先日開催いたしましたバリアフリー部会の書面会議におきまして、ご意見の1番、2番、3番、5番につきまして、検討結果の開示はあるのだろうかというご質問をいただきました。

これにつきましては、次回、施工段階でのバリアフリーチェック時に検討結果の開示を予定しております。

それでは、最後に、5番目の新展示場のご説明をさせていただきます。

資料2-5になります。

こちらは、札幌市豊平区の旧月寒グリーンドームの跡地に建てる施設です。白石区のアクセスサッポロの後継施設で、広さは延べ床面積3万平方メートルということで、アクセスサッポロと比べ、展示ホールの広さが約3倍となる巨大な展示場でございます。また、大小二つの展示ホールにつきましては、七つに区分できるようになっております。

敷地内の主な動線につきましては、ロードヒーティングにより、冬でも歩きやすいよう配慮いたします。

トイレにつきましては、1階、2階の各トイレにバリアフリートイレを設置するほか、男女共用の個室トイレである広々トイレを設置する計画となっております。

車椅子使用者用の駐車場につきましては、入り口付近に15台分設ける計画となっております。

次に、バリアフリーチェックの主なご意見等をご紹介します。

資料2-5の2ページ以降をご覧ください。

まず、1番目のご意見ですが、トイレの便座と紙巻き器が設置される壁との距離が離れてい

るように見える部分がある、仮に距離が離れていると立ち上がりづらいので近づけてほしいというご意見がありました。また、2番ですが、一般トイレにも手すりをつけてほしいとのご意見がありました。

これにつきましては、便座等の適切な位置について検討いたしますほか、一般トイレにも各トイレ男女1か所ずつ、手すりを設置予定でございます。

続きまして、9番、10番のご意見ですが、トイレに設置する触知図につきましては、トイレの構造把握のため、一般用のトイレにも設置したほうがよいのではないかとのご意見と、逆に、トイレ全体を示してしまうと情報量が多過ぎるため、バリアフリートイレのみで十分というご意見がありました。ただ、バリアフリートイレは、広くて迷ってしまうこともあるため、音声案内をつけてほしいというご意見がありました。

これにつきましては、今後検討することとしております。

また、4ページの14番ですが、車寄せにひさしが必要とのご意見がございました。

こちらは、現段階では予算の都合で難しいため、運用段階で収益を得た際に設置することなどを検討いたします。

バリアフリーチェックについてのご説明は以上となります。

なお、バリアフリーチェックを行った施設であっても、供用開始後に施設を利用された方々から様々なご意見をいただいております。いただいたご意見につきましては、各施設の所管部署で真摯に受け止め、より利用しやすい施設になるように必要な改修や改善の検討を行っているところですが、今後のバリアフリーチェックの際にも、これまでいただいたご意見や施設の課題などを踏まえ、誰もが利用しやすい施設となるようにチェックを行ってまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○石橋会長 資料が大変多く、皆様が手元で大分混乱されている様子が見受けられるのですが、バリアフリーチェックをしていただいた資料が5セットあるはずですので、改めてご確認ください。

それでは、改めてご質問やご意見がありましたらお受けしたいと思います。

皆様方はまだ眺めているところかもしれませんが、特に部会でお世話になりました石田委員と東委員、もし何かコメント等があればと思います。振り返りでも結構です。

○東委員 東です。

毎回、結構やかましくクレームをつけている東ですけども、こちら側の思いがなかなか伝わらなくてもどかしいなというのはいつも思っていることです。ですから、それも踏まえて、やはり、実際にそこの施設を利用して、さらにそこから出た意見を本当にちゃんと酌み取っていただきたいと思っています。

○石田委員 僕はあまり参加できず、大変恐縮で、何かここで意見をどうこうという話ではないのですが、いつもちょっと気になっているのは、施工段階と設計段階で言えることと言えないことというのは何かルールがあるのかどうかです。設計段階では、こういうところまで踏み込んで意見をしていますよと。でも、施工段階では、出来上がってしまっていて施工している最中のものに対して、どういう視点で意見を言うのか、なるべくなら施工段階では、設計段階のところで出した意見を組み入れた形でほぼ仕上がっているものであればいいかなと思ったのです。今、施工段階での意見も結構出ているので、この辺はスムーズに意見を共有できて、きちんと反映できるような仕組みにしたほうがいいのかと一瞬思いました。

○事務局（布施事業計画担当係長） まず、東委員の思いがなかなか伝わらず、もどかしいということにつきましては、こちらとしても大変重く受け止めております。

事務局としても、当事者や委員の皆様の声をきちんと施設に反映して、誰もが使いやすい施設にしていけることが一番大事かなと考えておりますので、このバリアフリーチェックのやり方について今いろいろと考えているところでございます。

今後、新たに施設を建てる案件がございましたら、きちんと使いやすいように、意見が反映されやすいようなバリアフリーチェックを進めていけるように、こちらとしてもやり方を検討していきたいと考えております。

また、石田委員からございました施工段階、設計段階のバリアフリーチェックで言えるこ

と、言えないことはどうだろうかというお話ですけれども、確かに、現実問題、既に施工が始まっている段階で意見を出しても、それが反映はされづらいものもあるかとは思います。そういうことがございますので、こちらとしては、設計段階でできる限り現場のイメージがしやすいような図面などの資料を提示させていただいて、できる限り設計段階でご意見を出していただくというのが大事なかと考えております。

これにつきましては、東委員からも以前ご指摘を受けたところでして、そのように資料の充実を考えていきたいと考えております。

○石橋会長 初めに、取りまとめ役やお考えがありそうな方を私から指名させていただきましたが、それ以外の委員の方から、このバリアフリーチェックについて、内容を含めてご意見やお気づきの点などがありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○近藤委員 近藤です。

現在、私がすごく気になっているのは、中央区役所の複合庁舎です。あれが新しく建て替えられたことによって、今まで、全盲でも白杖一本で独歩で行っていた会員が何人かいたのですが、まず、中の誘導ブロックは案内のところまでしか敷設されていないため、私たちが行くことの多い一番肝腎な3階の保健福祉課へ行くための単独行動がなかなかできなくなってしまいました。新しい庁舎になってから、ガイドヘルパーを伴わなかったら1人で区役所に行けないと。行くのは行けるのです。でも、中の行動が1人でできなくなった。それが、新しくなってよくなっているはずなのだけれども、非常に残念な結果を招いてしまっている、そんなことをふと感じる今日この頃なのです。

また、様々な意見の中で、2階と3階でしたか、じゅうたんのフロアになっているところがあつたと思うのですけれども、誘導ブロックを敷くことによって、つまずきやすかったり、高齢の方のシルバーカーの邪魔になったりということが言われてはいたのですが、じゅうたんのほうがはるかにつまずきやすいと。白杖で独歩で歩いている人もつまずきやすいし、高齢の方も実際につまずきやすいというような状況になっているのですよね。でも、多額のお金をかけてじゅうたんを敷いたので、すぐ剥がすということにはならないのだろうなと思うのです。結果として使い勝手の悪いものになってしまったというのが、とっても残念に思っています。

私が住んでいる区の区役所ではないのですけれども、中央区役所には出入りする機会も結構ありますので、少しずつでいいので、ぜひ改善していただければありがたいなと思います。

○事務局（布施事業計画担当係長） 中央区の担当からご説明をさせていただきます。

○事務局（高橋中央区総務企画課庶務係長） 中央区総務企画課庶務係長の高橋と申します。

こちらもういったご意見を承りまして、了承しております。おっしゃるとおり、建てたばかりで、すぐにというのがなかなかできない部分ではあるのですけれども、やはり、いただいたご意見は受け止めまして、少しでも皆様が使いやすい形にできるように、修繕等で変えるタイミング等で何かできないかということで、今、PFIという形で事業者と維持管理をしているのですけれども、そちらとお話をしながら、少しでもいいような建物に、皆様の使いやすい建物にできればと常々考えております。

ご意見をありがとうございます。

○石橋会長 ちなみに、個人的な意見ですが、3階について単独歩行ができなくなったといつたところですが、具体的な状況で言うと、私もこの区役所をちらっとしか見ていないのですが、人がわっとたくさんいて、真ん中に椅子が並んでいて、経路として結構混雑していて、視覚障がい者の人が外界から情報を受けて単独歩行するには少し情報が多過ぎるということで単独歩行できないということでしょうか。

どういうことで単独歩行ができないかについて、もし把握されていたらご説明いただけないでしょうか。

○近藤委員 先日まで利用していました古い庁舎の場合は、誘導ブロックが本当にくまなく敷設されていたのです。確かに手狭ではあつたけれども、とても使い勝手のいい庁舎でした。

私たちは、誘導ブロックを頼りに歩きますので、それがなかったら、その段階で人的対応をします、全て総合案内のほうにお願いしますと言われても、何人か同時に視覚障がい者が利用するときに、総合案内の方が一人一人にくまなく細部にわたるまでついて歩くというのは非常に難しいのだろうなとは思っています。だけど、今まで単独歩行していた当事者は、誘導ブロッ

クさえあれば、何歩歩いたらこの窓口に着くとか、そういう感じで結構歩いていますので、その足がかりというか、手がかりというか、それを失ってしまって、連れて歩く人がいない限り、なかなか行けないというのが現実です。まず、誘導ブロックがないということが歩けなくなってしまった一番の原因なのです。

ですから、どこでも全て誘導ブロックをつけてほしいと決めているわけではなく、3階のフロアで言えば、保健福祉課の窓口までだけでいいのです。保健福祉課にさえたどり着けば、私たちは、大体、何とでもどうにでもなるので、とにかくその窓口まで1人でたどり着けるようにしていただけたらありがたい、心からの願いです。

以前、ほかの区役所でも同じことを発言させていただいたのですが、最近は、屋内に誘導ブロックを敷設することがなかなか難しいのかどうか分かりませんが、ほぼほぼ人的対応とおっしゃるのです。ただ、人的対応といっても、これはなかなか難しい側面があって、独歩で、1人でなかなか歩けないということになってしまいます。確かにスペースが狭いというのもあるかと思うのですが、とにかく方向を示してくれる誘導ブロックがなければ単独行動はできませんので、そこら辺のところなのですよね。

ですから、すぐどうにかしてくれというのは非常に難しい話ですが、本当に心からの小さい叫びだと思って聞いていただければありがたいです。

○石橋会長 状況について大変よく分かりました。ありがとうございます。

それ以外の事例についてのご意見などはございませんか。

○浅香副会長 浅香と申します。

先般、1週間前か10日前ぐらいに、新展示場の安全祈願祭で市長がくわを入れている映像が報道機関、各局で流れていました。

東委員や石田委員がおっしゃったように、設計段階から施工段階に移る過程の中で、これだけ議論をしている中で既に施工段階の第一歩が始まってしまったということで、私たちの意見はどうなっているのだろうか、検討します、検討しますとおっしゃられています、中身が全く示されていないものですから、ちょっと不快に思ったところでした。

新展示場の設計段階の説明会などでも、障がい者向けの駐車場の件などは、ひさしを設けたほうがいいのかという意見を私も東委員もかなり強く言わせていただいたと思うのですが、図面だけを見ると、駐車場だけがロードヒーティングになっていなくて、周りの歩くところがロードヒーティングになっている。これは、障がい者向けの駐車場に積もった雪はどこに捨てるのだろうか、いろいろと疑問に思っています。札幌市は、今、GXというのですか、再生可能エネルギーがどうのこうのというものを札幌市全体のいろいろな目標値で挙げていますけれども、今、道路でもロードヒーティングなんていうものはなくしようということで、札幌市は進めていると思うのです。

さらに、回答が一番気に食わないのは、多分、この新展示場は指定管理だと思うのですが、その中でもうかつたら考えますという回答ですけれども、今どきの話、もうかるわけがないのですよね。もうかつたら、次の指定管理の金は少し引きますよというのがせいぜい役所の考えなのですよね。だから、あり得ない。あり得ない回答をどうしてこういうふうにしているのかなと本当に腹立たしく思っていて、雪国で生まれ育った人間の設計ではないよなと一番感じているところです。

今のアクセスサッポロのように、これから40年間使うとか、ロードヒーティングの施工代と屋根代を比較したら、どちらがプラス・マイナスになるのか、デザインは専門家がデザインをすればいいわけであって、何とかならないものなのかなと思っております。にこにこした顔の秋元市長には申し訳ないのですが、私は怒った顔になっておりますので、再来年の秋に供用開始の建物だと流れていましたが、もう一考していただければありがたいなと思っています。

中に入って不便だとかなんとかというものもあるでしょうけれども、やはり行くことが大前提ですので、冬期間は行くことすらできないという施設にならないように、手後れにならないように、再検討していただければありがたいと思います。

○石橋会長 大変厳しいご意見ですが、お金の使い方として、整備するときのお金をイニシャルコスト、動き出してからかかる経費をランニングコストと言います。これをトータル

で考えないといけないという発想は、非常に的を射たごもっともな意見かなと個人的にも私は思うところです。

○浅香副会長 もう一つ、同じことですが、私も、千葉の幕張メッセとか、この間も横浜のパシフィコ横浜とか、大展示場で福祉大会などがあるものですから、札幌がこの建物をつくるということで、余計なところもぐるぐる回っているのです。

この間、テレビで映っていたエントランスの天井からびらびらびらとぶら下がってくるようなもの、デザイン上、そうなっているのだろうけれども、あんなものと言ったらちょっと失礼だけれども、パシフィコにもなければ、幕張にもない、あんなものに何百万円、何千万円も使うのであれば、屋根つきの駐車場をつけろよと私は言いたいです。

○事務局（大路経済観光局流通担当課展示場整備担当係長） 経済観光局流通担当課の大路と申します。

浅香副会長の非常に厳しいご指摘を受け止めさせていただきます。

回答でもさせていただいておりましたが、何とか屋根つきの駐車場や車寄せを実現できないかというところで、設計者とも、事業者とも協議をしたのですけれども、今回どうしても予算の都合で実現が難しいということで、このような回答とさせていただきました。大変申し訳ございません。

ただ、運用段階で、収支に対して絶対出ないというようなご意見だったのですけれども、これから指定管理者を決めていく中で、今、指定管理者には必ず札幌市に利益還元をしてくださという要件も求めていますし、開業後、数年して経営が軌道に乗ってくれば、収益が出るものと札幌市としては考えておりますので、これはうそを言っているということではございませんので、その点をご理解をいただければと思います。

全体的にいただいた意見はきちんと受け止めて、既に着工してしまったのでもう変更できないのではないかなというご意見もあったかと思うのですけれども、工事をしながらも並行して設計の変更は進めていきたいと思っておりますので、検討しますと回答した項目につきましては、今後、施工と並行して設計に反映して、次の施工段階のバリアフリーチェックで、また改めてご説明をさせていただきたいと思えます。

○浅香副会長 これ以上言ったら、ちょっと……

○石橋会長 自粛していただくということで、分かりました。

私から質問です。

これから事業者選定ということですが、多分、これから施設が回ってから、浅香副会長以外にもいろいろな当事者の方から様々なご意見が上がると思うのですよね。そういうご意見は、当然、すぐに対応できるものとできないものがあると思うのですが、少なくとも、こういう意見があったよといったところは管理者としてちゃんと受け止めて、確実にそれを札幌市に報告するというような動きがないといけないと思います。また、札幌市も、任せたいからいいよねみたいな形ではなく、当然、施設の持ち主は札幌市であるわけですし、その後の収益が行くのかどうかは、また予算の出どころが違ってくるのかもしれないのですが、今後の手だてを考える上でも、やはり、その辺の現場からの情報はきちんと確認に上げることみたいなのところを、今後の管理者選定のときに、少し条件みたいなのところでちゃんと入れておくことぐらいはできるのかなと思うのです。

当然、ほかの選定も入っているのかもしれないのですが、特に今回、浅香副会長からご指摘が上がったことをもし受け止めていただければ、その辺のところは少し留意していただいた上で、今後の管理者選定に生かしていただけたらなと個人的には思っているところです。

ちょっと偉そうなことを言いましたが、よろしく願いいたします。

ほかに何かご質問、ご意見はございませんか。

○池田委員 戻ってしまってますみませんが、点字ブロックのことです。

私は、たしか前期の最後のほうで中央区役所の建物に関わったと思うのですが、そのときに、やはり点字ブロックが足りないということをおっしゃっていたと思うのですね。そのときに、コンシェルジュがあって、そこに行ったら誘導しますので、それは大丈夫ですというふう聞いたような気がするのです。私は、そのとき、ああ、人が案内してくれるのだな、これは

すごいことだなと思ったのですが、今の段階でそういうことになっているのでしょうか。

確かに、人に頼るというよりも自分で行くほうがスムーズに行けることもあると思うのですが、人が手を添えて誘導してくれるのなら、それはすごくいいことだなと思ったのです。そういう状況なら、やはり受付に行って、遠慮なく、すみませんが、誘導してくださいと言いやすいのかと思ったのですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○石橋会長 今のご質問の件は、運営の話ですね。

施設ご担当の方、お願いします。

○事務局（高橋中央区総務企画課庶務係長） 我々はフロアマネジャーと言っているのですが、委員がおっしゃるとおり、現在、繁忙期では10名、通常期でも6名のコンシェルジュがついておりまして、来庁者の方が障がいのある方、ない方にかかわらず、今日のご用はどうですかということで、エレベーターなりエスカレーターから上がってきた方にお声がけをさせていただいております。その際に、何か不便な点等がありましたら、そこでご一緒させていただくというような形を取っております。

ただ、一方で、最初にお話しいただいたとおり、点字などを使いましてご自身で歩きたいという方もいらっしゃるの重々承知しております。先ほど保健福祉課までというお話はいただいておりますので、やはり予算の都合で全ては難しいのですが、順番が分かれば、こちらとしても動きやすくなったのかなと思ひまして、今日のご意見を非常に参考にさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○石橋会長 コンシェルジュについては、最大で10名、通常で言うと6名が配置されているというご説明でしたけれども、池田委員、何かございませんか。

○池田委員 人がいて、スムーズに誘導していただけるのであれば、それで問題ないのかなと考えております。それを説明されたときに、ああ、札幌市はすごいなと思ったので、人がいないからちょっと待ってください、いつまで待てばいいのだという状態ではなく、きちんとしていただきたいと思います。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○小島委員 手をつなぐ育成会の小島と申します。

今の点字ブロックのお話を聞いていて思ったのですが、知的障がいの方たちのある種の人たちは、ラインどおりに歩くことがすごく得意な人がいるのですよね。そのときに、点字ブロックがなぜかとても役に立っていて、病院などに行くと、例えば、レントゲン室は赤色のライン、内科だったら緑色というふうになっていますので、病院だったら1人でも行けるのですよね。

ただ、区役所というのは、なぜかヘルパーと一緒にないと行けないのです。どの区役所に行っても点字ブロックはあるけれども、ストップのところまで行くと動けなくなってしまうのです。ですから、視覚障がいの方ばかりではなく、もしかしたら、ほかのそういうラインを頼りにして区役所に1人で行きたいと思っている人がいるのではないかなと思ったのが一つです。

それから、もう一つ、受付で人的というのですけれども、初めて会った人に自分のできないことを説明することが大変苦手な人たちです。そのため、ヘルパーをいつも連れていくのですけれども、ヘルパーなしで1人で行動できるような仕組みが建物の中にあればとてもいいなとは思ひました。

人との接し方がスムーズではない人もいるということをちょっと考えていただけるとありがたいなと思ひました。

○石橋会長 小島委員、貴重なご指摘をありがとうございました。

検討の材料にされるということでしたので、このご意見を受け止めていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○山日委員 公募委員の山日です。よろしくお願ひします。

同じ案件のことで重ねた意見で大変申し訳ないのですが、点字ブロックの件です。

私も視覚障がい者の方のヘルパー側の仕事をしていたので、ここのところがずっと気になっ

ていました。近藤委員のご意見や今の小島委員のご意見にも、とても賛同の気持ちです。

人的支援というのは、皆さんにとってとてもありがたい、いいシステムだなと思うのですが、お一人で単独歩行をしたい方にとってはお困りの状況ですし、ヘルパーと同行していても、点字ブロックを自分でたどっていききたいという方もいらっしゃるのですよね。ですから、そういう方にとっても、やはり、ヘルパーがついているのに、点字ブロックもたどっていけないというご不便な方も中にはいらっしゃることもご存じいただきたいと思います。

また、そもそもご自分で移動ができて、そういったものがあれば区役所に行ける方は、自分のできることは自分でしたいと考えているのではないかと思いますし、多分、札幌市などでも、障がいをお持ちの方の自立支援をサポートしたいというふうに考えているのではないかと思います。例えば、昔は施設に入ればいいという考えだったけれども、今はご自分でできることは地域で皆さんの力を借りてするというふうに障がい者の方の生活の考え方も随分変わってきたと思うのです。そういう観点からも、サポートはありがたいのですが、できる者がついていれば自分で行動できるという視点も取り入れていただきたいと思います。

それと、できてしまってから、市民の方などからいろいろのご意見が出たときに、参考にしてそれも取り入れていきますというお話が先ほどもあったと思うのですが、その場合の窓口というか、私たちが意見を言えて、それに対しての回答などが見られる場所、ホームページなり何かそういうところがあれば、後でいいので、一市民としては教えていただきたいと思います。

専門家の皆さんのバリアフリーチェックのご意見もとてもありがたいですが、一市民として参加させていただいて、そういった声も一緒に拾っていただきたいと思いますので、そちらもあれば教えてほしいです。

○石橋会長 いろいろと意見が出ましたので、一旦、事務局からご回答をいただけますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 最初の点字ブロックについてですが、ヘルパーがついていても、ご自身でブロックをたどりた方もいらっしゃる、ご自身で行動したい方もいらっしゃるということについては承りました。今後の施設のバリアフリーチェックの際にも、そのような意見が過去にもあったということで、今後も参考にさせていただきたいと考えております。

また、意見をどのように伝えればよいのかというお話ですが、一般的なお話ですけれども、例えば、札幌市の市政全体に関するお問合せであれば、市民の声を聞く課という窓口がございまして、そちらに電話なりメールでいろいろと意見を伝えていただけますと、施設の所管課に伝えられて、そこから回答をするというような仕組みがございます。

また、札幌市公式ホームページにも、恐らく、市有施設であれば、その市有施設の紹介をしているサイト、ページがあると思うのですが、その各ページからそのページを所管している部署への連絡ができるフォームがございまして、そのようなところからご意見をいただければ、必ず担当課からお返事をいたしますので、ご参考になさってください。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○小島委員 小島と申します。

札幌市のホームページは、私としては非常に利用しづらくて、検索したいところになかなかたどり着けないのですよね。ですから、札幌市のホームページを私のような高齢者でももう少し分かりやすいように、そこにたどり着けるようなやり方を考えていただきたいと思います。

今言ったようなアンケートや市民の声を聞くというところ、それから、今建築中の何かなどという計画のところや、いろいろな条例が出ていますという案内のところにたどり着くのが難しいのです。

その辺、ホームページを何とか分かりやすくしていただけたらと思いました。よろしくお願いします。

○石橋会長 ただいまのご指摘は、情報のバリアフリーという観点だと思うのですが、何か札幌市でやっている取組の情報があれば教えていただきたいと思います。

○事務局（布施事業計画担当係長） 札幌市のホームページが分かりにくいというご意見はいろいろな方からいただいているところです。

今、所管は私どもではないのですけれども、ホームページ全体をリニューアルするという取組があるというふうには聞いております。

また、障がいのある方にとって使いやすいかどうかという観点でも、私ども障がい福祉課で所管している障がい者によるまちづくりサポーター制度というものがありまして、それは、いろいろな障がいを持った方々が集まって、市政に資する課題解決の方法などをいろいろと探ろうという会議ですけれども、その会議で、毎年、札幌市のホームページの使い勝手等についてご意見を聴取しているところであります。

今、小島委員からいただいたご意見につきましても、今後のホームページのリニューアルなどがあれば、そのときに、できる限り使いやすくなるようにということで、また、障がいのある方のご意見もきちんと反映するようにということで、担当部署に申し伝えたいと思います。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

それでは、私から1点よろしいですか。

私は、市税事務所のバリアフリーチェックのときにオブザーバーとして参加させていただきました。このオブザーバー制度というのは、少し持ち出しにはなってしまうのですけれども、今回、初めて部会以外の委員の方からも参加できる仕組みを整えていただきまして、非常にいい取組だなと個人的に思っているところです。

その仕組みもさることながら、私は、参加させていただいて、改修するところをいろいろと見学させていただいて、そのときにも東委員からいろいろとご指摘いただいたものを、そうですよねと話を伺っていたのですが、そこに設計者がいなかったことは非常に気にはなっていました。

つまり、札幌市のご担当部局は、いろいろなご意見について非常に受け止めていただいて、きちんとしますと言って、その意見は、多分、設計者に対して言っているのだと思います。確実に言っているのだと思うのですけれども、肝腎なのは、その設計者がそれをちゃんと蓄積して次に生かしているかどうかといったところですよ。

こういう新築や改築になりましたら、確実に設計者の方にも同席していただいて、設計段階からのバリアフリーという形で、なるほど、そういうふうなことに対応したらいいのですよねというような形でいろいろと理解していただくことはできると思うのですが、意外に改修というものが抜けているのではないかと個人的には思いまして、私が意見をさせていただいたのが、ここに少し記載されているところです。

これから建設費が非常に高騰する中で、恐らく、改修案件はすごく増えていくと思うのです。そうなったときに、どうしても改修だから計画設計の携わる範囲が少ないからといったところで、まあ、いいのかなというわけではなく、むしろ件数としてはこれから多分増えていくのだろうと考えていったときに、改修であったとしても、きちんと計画設計者の人に立ち会っていただいて、東委員と鈴木（淳）委員からトイレの使い勝手のご指摘をいただいたのですが、きちんとそこまで考えないといけないのだなといったところは、しっかり理解していただきたいと考えております。

ですから、バリアフリーチェックの在り方の話になると思うのですけれども、最終的なところで、確実に計画設計者も同席していただくと。確かに、問題はあるかもしれないし、僕が計画設計者だとしたら、皆さんにいろいろと意見を言われることになったらちょっと怖いと思うかもしれないのですが、皆さんは決してそういうつもりで言っているわけではなく、よりよくするためにはどうしたらいいのだろうということを前向きに考えていただく意見を聞いていただく場所として捉えていただいて、そこは義務づけではないですけれども、限りなく同席していただくという方向にしてもらったらいいいのかなと思ったところでございます。

これは一方的な意見になるのですが、よろしく願いいたします。

それでは、まだ一つ大きなものが残っていますので、この案件について、一旦、締めさせていただきます。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋会長 ありがとうございます。

議題（１）公共的施設のバリアフリー部会の活動報告については、一旦締めさせていただきます。

続きまして、議題（２）障がい分野における共生社会推進条例検討部会の活動報告についてです。

事務局より、ご報告、ご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 改めまして、ユニバーサル推進室推進担当課長の松原と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

では、改めまして、資料が戻るのですが、資料１の裏面をご覧ください、スケジュールの復習をさせていただければと思います。

資料１の裏面の中段に記載のとおり、障がい分野における共生社会推進条例検討部会におきましては、昨年度、条例名も含めた検討の過程の中で、５月と１１月の２度開催いただき、皆様からご意見を多数頂戴したところでございます。

その内容につきましては、表面の上段の右上になりますけれども、前回の第２回会議におきましてご報告させていただいたところでございます。

その中間報告時と重なりますが、２回の部会におきましては、条例の文言のみならず、子ども・若者や障がい当事者への普及啓発に当たりましては、積極的にイラスト等を活用することを検討すべきというようなご意見や、縦割りにならないような部局間連携を推進すべきというようなお話など、具体的なご意見を多数いただいたところでございます。

さて、こちらの資料には記載がありませんけれども、その後、本条例につきましては、皆様のご意見を適宜反映しながら、事務局にて最終案の取りまとめ作業を進めました。その上で、この２月には市議会に議案ということで提出させていただき、そして、２月と３月にかけて、必要な議会審議を経まして３月２８日に議決をいただきまして、先ほど、最初にお話もありましたとおり４月１日には無事施行という形となっております。

本日は、まず、このことをご報告させていただき、また、条例制定に当たり、多大なるご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

ご協力いただき、本当にありがとうございました。

さて、一方で、我々としては、このたびの条例制定は決してゴールではないと考えており、新たな取組のスタートであると位置づけているところでございます。

また、繰り返しになりますけれども、条例の検討時にいただいたご意見におきましては、特に条例の内容を分かりやすく伝えること、特に子どもを意識した取組の重要性、こういったところに言及いただくことが多かったところでございます。

そこで、本日は、改めまして、資料３－１に基づき、今年度進めております条例の普及啓発に関する取組について、その概要をご説明させていただきます。

なお、参考資料といたしまして、条例の逐条解説を資料３－２ということで別途お配りしておりますので、適宜ご覧ください。

それでは、前置きが長くなりましたが、資料３－１をご覧ください。

まず、本条例の普及啓発につきましては、資料中央の下に赤字で記載しておりますとおり、大方針といたしまして、多様な世代、特に次世代を担う子ども・若者への普及促進に力を入れていくことといたしました。

その観点で、今年度の取組といたしまして、資料記載の６点を実施していく考えでございます。順次、説明させていただきたいと思います。

まず、左上の①パンフレット・リーフレット・ポスターの作成になります。

パンフレット、リーフレットにつきましては、条例を分かりやすくお伝えする重要なツールと捉えております。そこで、こちらにつきましては、条例制定に当たっての重要な考え方や言葉の説明などを丁寧にお伝えする内容としていく考えでございます。

昨年度の条例検討の過程の中でも説明用パネル等をイラストを使いながら制作しておりますが、そういった内容なども踏まえながら、イラストを多用するものとする予定でありまして、現在、鋭意作成作業を進めているところでございます。

続きまして、その下の②のパンフレット（キッズ版）の作成でございます。

本条例につきましては、先ほどの一般向けのパンフレット、英訳版も含めた一般向けのパンフレットに加えまして、小・中学生をターゲットとした子ども向けパンフレットを作成する予定でございます。そして、その制作に際しましては、我々が一方的に作成するというものでは

なく、教育委員会とも連携の上、子どもたちとともに、ワークショップを開催いたしまして一緒につくっていくこととしております。

その最初の取組といたしまして、つい先々週になりますけれども、8月12日に第1回のワークショップを開催しております。こちらのワークショップには、市内在住の小学4年生から中学2年生までの12名、当日、都合で参加できなかった3名を除く12名に子ども編集委員として参加いただきました。保護者の皆様も見守る中で、それから、開成中等教育学校の高校生のサポートも得る中で、A案、B案という案を事務局でつくりまして、こういったものを具体的に見ていただく中で、イラストや内容文などにつきまして、楽しみつつも真剣に数多くご意見をいただきました。

本ワークショップにつきましては、冬休み期間中に2回目を開催する予定でございますので、いただいた意見をここで反映させていくと。こういった形で、引き続き子どもと一緒にその完成を目指していく考えでございます。今回のみならず、こうした子どもへのアプローチは今後も継続してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の左下の③ロゴ・愛称の募集・作成でございます。

条例のPRに活用するため、各種啓発媒体で活用する条例のロゴと愛称を公募いたしました。広報さっぽろやホームページ、新聞等、SNSも使いながら広く募集いたしましたところ、ロゴは291点、愛称は443点と多数のご応募をいただきました。

それを受けた上で市民投票を行った結果、つい先日、資料記載のカラフルなロゴマーク、それから、「つながるさっぽろ条例」という愛称が決まったところでございます。こちらを今後のパンフレット等に活用していく予定でございます。

次に、資料の右上をご覧ください。

④条例制定記念イベントの開催になります。

こちらについては、現在、10月12日、翌13日の2日間、チ・カ・ホにおきまして、市役所関係各課のみならず、関係団体の協力を得る形で、共生社会の実現に向けた取組を紹介する総合イベントを開催すべく、準備を進めているところでございます。

こちらに記載しているのは、その一環として実施するものでございまして、初日の10月12日日曜日に、条例の制定を記念するトークイベントを開催する予定です。こうしたイベントでも、条例をしっかりと周知してまいりたいと考えております。

続きまして、その下の⑤パネル展の開催です。

こちらのパネル展につきましては、市民の皆様からご意見を頂戴する機会の一つとして、先ほども申し上げましたとおり、条例制定時にも複数実施したところでございます。今年度も、まずは条例について知っていただく、それから、その内容を踏まえまして、条例そのものや、市の各種の取組についてご意見をいただくために、都心部及び郊外部におきまして、計3度開催したいと考えております。

そして、最後になります。資料の右下の⑥市民ワークショップ・出前講座の実施でございます。

12月頃には、多様性をテーマとした市民ワークショップを開催する予定でございます。また、市内学校等を対象とした出前講座は、既に10回程度開催しているところでございますけれども、こういったところも、今後も各所にお伺いしていきながら一緒に学んでいく、議論していくというような場をつくっていきたいと思っています。

繰り返しとなりますけれども、我々としては、この条例の制定は一つの手段であり、ゴールではないと考えております。関係部局との連携の下、今年度に限らず、今後も共生社会の実現に向けて継続して取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力いただければと思っております。

資料の説明は以上でございます。

○石橋会長 それでは、部会の方でも結構ですし、それ以外の方でも結構です。ご質問、ご意見、活動を振り返って、ご発言したい方、よろしく願いいたします。

○村瀬委員 Z o o mから失礼いたします。村瀬と申します。

質問が何点かありまして、1点目が、今、資料3-1で見せていただいていた②のキッズ版のパンフレットの作成で、2月頃に完成予定とのことですが、こちらのパンフレットは学校な

どに配付や掲示をしたりする予定はありますか。

また、どのようなところに配付していく予定なのかということがもし決まっていれば教えていただきたいと思ったところです。

○石橋会長 まず、キッズパンフレットの配付先、配付状況を含めてご説明ください。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） パンフレット（キッズ版）の配付先、学校へ配付するのかというご質問でございました。

教育委員会と連携の上と記載させていただいておりますが、これは2月頃に完成した暁には、学校の取組に連携していきたいと我々は思っております、学校現場に配付することを想定して、ご相談させていただいているところでございます。

その配付の方法につきましては、どの学年に配付するのが一番効果的か、ほかの授業との連携といったところの関係性もあるということで、今、教育委員会ともお話ししております。いずれにしても学校現場には配付していきたいと考えております。

それから、学校に限らず、子どもが関係するような取組は数多くあると思いますので、そういったところへの配付も検討していきたいと考えているところでございます。

○村瀬委員 せっかく皆さんに分かりやすいキッズ版を子どもたちと作成するということですから、それを広く周知しないともったいないなと思ったのです。キッズ版は何歳ぐらいのお子さんが集まってワークショップをされたのかは分かりませんが、小学校にも配付や掲示をされると、より周知されていくのかなと感じたので、質問させていただきました。

次に、同じく資料3-1の⑥市民ワークショップ・出前講座の実施ということで、先ほど、出前講座はもう既に実施されているということですが、向こうから応募があつて実施されたのかという詳しい状況や、団体名まではいいですけれども、どういったところに出前講座をされたのか、それから、市民ワークショップは、こちら公募で行うのか、また、募集する際にもどういった団体などに内容を送信するのかということを教えてください。

○石橋会長 市民ワークショップ、出前講座の実施予定や開催状況についてご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） まず、出前講座についてご説明させていただきます。

出前講座につきましては、札幌市役所の各部局が行っている出前講座を取りまとめているところがございますので、そこに、共生社会、ユニバーサルデザインの合わせて2点のテーマを登録しております。

その上で、それを周知して待っているだけでは足りないだろうということで、今年度につきましては、それこそ教育委員会の協力を得まして、学校現場にこういった出前講座をやっていますよ、ぜひ授業でというようなPRをさせていただきました。その結果、現時点で、ユニバーサルデザインや共生社会というテーマで、計10回程開催しているところでございます。

例えば、北海学園大学も含めた大学現場や、中学校、小学校、高校も行かせていただいているところでございます。また昨年度は、身障者協会などにも行かせていただきました。

今後も、現時点で申込みをいただいている学校が何校かありますので、そういったところにも行きながら、実施していきたいと考えているところでございます。

まず、出前講座については以上でございます。

それから、市民ワークショップについてのご質問もいただきました。

市民ワークショップは、現時点で12月の開催を予定しているということで、詳細についてはこれから検討という形になるのですが、もちろん、多様性をテーマに、広く市民の皆様にご参加いただきたいと考えています。その意味では、パンフレット（キッズ版）をつくる時などもそうだったので、公募という形でさせていただきたいと思っています。

その中で、現時点ではジャストアイデアではあるのですが、近年、札幌市役所で、いわゆるサイレントマジョリティというか、なかなか声を上げづらいような方々にも広く届くような仕組みを検討しております、これをミニ・パブリックスと呼んだりするのですが、不特定の方にご案内を差し上げて、その方々からご参加いただくというような形も今検討しているところでございます。

そういった形も併せながら、参加者の方々の多様性を確保しながら検討をしていきたいと考

えております。

○村瀬委員 出前講座については、もう学校にも行っているということで、正直、驚きました。私の学校にも来ていただけないかなと思ったところです。

ワークショップについても、多様な方々に対して行うという視点が重要だなと思ったのでこういうご質問をさせていただきました。回答をありがとうございます。

○石橋会長 今、1件入りましたので、以後、対応をよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○渡辺（恵）委員 たわいない質問かもしれませんが、子どもワークショップにつきまして、私の考えていることを聞きたいと思います。

それにつきましては、子どもワークショップに参加されている子どもたちは、環境に恵まれている、結構はきはきとお話ができる子どもたちだと思うのですが、そういう優秀な子どもたちだけではなく、家庭で恵まれていない子ども、例えば、子ども食堂などを利用している子どもたちもたくさんいると思うものですから、そういう子どもたちにも声をかけていただいて、優秀な子どもの意見ばかりを聞くのではなく、恵まれていない子どもたちの意見も取り入れていただくような、ワークショップの中に入れていただきたいと思います。

選ぶほうの考え方もあるとは思いますが、私個人としては、今日、この場を借りて提案させていただきたいと思っております。

○石橋会長 ただいまご提案いただいたのは、要するに、例えば、子ども食堂に参加されているお子さんなど、幅広く声かけをしたらどうかというご提案ですが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） ②のパフレット（キッズ版）をつくるに当たりましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、公募をさせていただいた中で、今回、定数を大幅に超える46名から応募いただきまして、最終的には15名に絞らせていただいた形でございます。

その上で、子ども食堂という具体的なお話もいただきました。近年、子ども食堂には、子どもだけではなく、大人も参加しているというような話を聞いておりますので、そういった意味では、このパフレットを作成するという現場ももちろんですが、⑥の出前講座の相手先ということで、学校以外の取組の一つの観点、キーワードをいただいたかなと思っております。そういったところも踏まえながら、条例や施策についての意見を聴取していく。そのときには、もしかすると、このキッズ版のパフレットができていて、それを使いながらというようなことになるかもしれませんが、そういったことをこれから検討していきたいと思っております。

○渡辺（恵）委員 分かりました。

○石橋会長 それ以外にご質問、ご意見はございませんか。

○片桐委員 公募委員の片桐です。

同じような感じですが、積極的に情報を持ってこられる大人、そして、公募に応募できる子どもたち、そういう人たちはいいのですが、一般的な人たちをいかに取り込めるかがこの共生社会の推進のポイントだと思うのです。

さっき、市民ワークショップというものが出たと思うのですが、学校で教わるように、共生社会とはということを文字で教えるようなパフレットも十分有効性はあると思うのですが、親子が自然に当たり前のように生活の上で共有できるという具体的な施策を想像して設定しているのかなという印象を受けたのです。

例えば、いろいろなアート活動をしている中で、何か知らないけれども、障がい者が入ってくるという現象があったのですよね。それは公募展だったのですが、10年前、20年前は入れてあげなければいけないなど。ただ、増えていって、入れてあげなければいけないという意識がなくなって、半分はその人たちの生きがいになっていて、札幌の公募展の中で活動しているグループもあります。

子どもからそういうところに出す、親子でお願いしますという感じで生きがいを求めてくる人もいますので、何となく、生活の中で自然と健常者の中に当たり前にいるような施策というのは難しいのでしょうか。札幌市にそういった具体的な施策案があるのか、聞いてみたいと思

ました。

○石橋会長 いろいろなところの声のかけ方の話だとは思いますが、非常にごもったもな、私もそれはそうだろうなと思ったわけなのですけれども、事務局から、何かそれについてお答えしていただくことはできますか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 親子でというキーワードをいただきました。

我々も考えていきたいと思っておりますけれども、今、一つ思いついたのが、昨年度、ユニバーサルデザインをキーワードにして、子どもワークショップを開催させていただいたので、それも公募ではあったのですが、それを実際にやっている当日は、子どもが参加しているだけではなく、一緒に来られた親御さんも含めて意見を言う場が現実になりました。これはすばらしいなと我々は思っておりまして、そういったことを進めていきたいと思っております。

また、一つの考えとして、例えば、資料の④に関連して今年10月12日、13日にチ・カ・ホでイベントの開催を考えているのですが、そのイベントのときには、その取組を目指して来られる方だけではなく、チ・カ・ホを通られている方々にも参加してほしいなと思っておりまして、今、事務局の中で、スタンプラリーやクイズラリーなど、親子で楽しんでいただけるような取組はできないかという検討をしています。

都心部のチ・カ・ホだけでなく現場というか、もっと地域に入っていかなければいけないというところだとは思いますが、そういった観点も含めながら、それこそ年齢も問わず、皆さんの中にこの共生社会やユニバーサルデザインが入っていくような取組を継続して、関係部局の事業とも継続するような形で進めていきたいと考えています。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○小島委員 今の片桐委員のお話から、お聞きしたかったのですが、この条例は、札幌市のホームページから全ページを拾うことはできるのですか。

もしできるのであれば、出てこられない、家に引き籠っている人たちも、インターネットで見ることができれば、また、ああ、こういうことが始まったのだなというお知らせにはなるかなと思ったのですが、ホームページで見るとはできませんか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 皆さんにお配りしている資料3-2の条例逐条解説につきましては、条例本文とともに、市役所のホームページに載せているところでございます。

もちろん、今後作成していきますパンフレット、リーフレットや、子ども用のキッズ版も、完成しましたらホームページにも載せますし、また、載せるだけではなく、先ほどもご意見いただいたように各種の機関にPRしながら、両方面で皆さんに見ていただければと考えているところでございます。

○石橋会長 ちなみに、このロゴは、どこで活用される予定ですか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 第一弾として、この資料3-2に載せてみたというところではございますけれども、今つくっているパンフレット、キッズ版にも活用していきます。

これから、共生社会を目指す取組については、できるだけこのロゴを使っていきたいと思っております。小さなところでは我々の名刺に入れるなどして、少しずつ普及させていきたいと考えております。そこには、先ほどご意見をいただいたように、もう少し知りたいなという方がホームページへアクセスできるように、QRコードなどを付けるといった取組を並行していくことでやっていきたいと考えています。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○杉本委員 公募委員の杉本です。よろしくお願ひします。

資料3-1を見て感じたところなのですが、こういったイベント、ワークショップ、出前講座というのは、教育部門に関しては必ず入ってくるところではあるのですが、私が福祉施設を運営している上では、うちにももちろん、障がいを持った方々はいっぱいいらっしゃって、教育部門でこういった教育を受けてもらっていない、中高へ行っていない方々が非常に多いのです。そういったところでの出前講座や、そういったところで働く職員に対しての出前講座、

カテゴリーでワークショップをそこにフォーカスして設けていただくことはできないでしょうか。正直、職員の質が下がっていると、ちよくちよく札幌市から通達をいただくのですが、職員も、そこに通っている利用者自身にも、共生社会についての認識が落とし切れていないというところが結構問題視されている昨今ですから、そういった研修にこういった条例を踏まえて出前講座をしていただく機会があれば非常にありがたいなと感じました。

○石橋会長 貴重なご意見をありがとうございます。

事務局から何かございませんか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） ⑥の出前講座というところでは、先ほど、我々は学校を中心によりPRしているということではございましたけれども、もちろん、町内会や身障者協会などの団体についても窓口を広げていますので、ご連絡をいただければ、すぐ駆けつけたいと思っています。

学校に行ったときも、ある小学校の校長先生から、これって教員向けの研修でできないだろうかというようなお話などもいただいています。

やはり、現場で働かれている方々のご意見を踏まえるということは、我々も非常に重要な機会だなと思っていますので、そういったところも含めて、少しずつリーチしていきたいなと思っておりますので、お申込みなどをいただければというところでございます。

○石橋会長 ただいまのご意見は、もう少しバリエーションがあって、職員研修といった方向でもできるのではないかという意見、意味もあったのかなと思います。当然、それについても事務局でご対応をご検討していただけるのかなと期待しているところです。

それ以外に、公募委員の方を中心としてぜひお話を伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

○渡邊（和）委員 公募委員の渡邊（和）です。

全体の感想になってしまうのですが、2年間で、先ほど近藤委員がおっしゃっていた、1人の方が外出できないというか、そこの建物に行けなくなったというのを聞いて、せっかく来ていたのに何か申し訳ないなという気持ちになったりしていました。点字ブロックをつけることで来られる方がいるのだったら、できればつけていただきたいと思います。

また、公募委員の方なども、私も含めて結構来ているのですけれども、車椅子の方が何人か毎回いらっしゃっていて話を聞いたのですが、そういう方の意見というのはすごく貴重だなと思ったので、次回は、車椅子の方、耳の聞こえない方、見えづらい方などにもう少し来ていただいて、貴重な意見を聞けたらと思います。

○石橋会長 活動全体の所感という形で受け止めたいと思います。

それ以外に、ご発言をされていない公募委員の方はいかがですか。

○泉委員 公募委員の泉と申します。

私自身は、バリアフリーのほうの部会に出ていましたので、こちらの共生のまちづくり条例に関しては、知識的にもちゃんと頭の中に入っていなかった部分もあるのですけれども、今、資料を見て大丈夫かなと思った部分が一つだけあります。

この条例をバックに社会を構成する主体である市や市民、事業者の連携が必要だというふうに書いてあるのですけれども、この事業者というのはどういう方たちかなと思って資料の後ろのほうを見ていましたら、法人格のない団体、町内会の方たちでもいいと書いてありまして、そういう方たちがもし活動の中に入ってくるとしたら、一般の社会的な事業主だけではなく、普通のそこら辺にいる町内会のおじいちゃん、おばあちゃん、子ども会など、すごく幅広く、いろいろな年齢層の方が入ってくると思うのです。そうなったときに、多岐にわたり過ぎて、今後1年、2年で活動が本格的になってきたときに收拾がつくのかなというか、それぞれの活動の中で、こういうことをやったらいいとか、こういうことをしてほしいなどとなったときに、このユニバーサル推進室だけでまとめて、希望とか、活動の中に対して返すことができてるのかなとちょっと不安な部分がありました。

そこについて、まだ始まったばかりだと思いますので、今は普及をしていくというところに重きを置いていると思うのですけれども、今後の活動に関しては、もともとこういう福祉の活動に携わらせていただいた者としては、今後もうどういう形で動いていくのかなというのを見守っていききたいと考えております。

○石橋会長 ユニバーサル推進室の組織の在り方についてまでご心配いただいたと思うのですが、何かコメントはございませんか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） ご指摘のとおり、我々ユニバーサル推進室は5名しかいない組織でございますので、我々だけで全てができるとは決して思っておりません。そういう意味では、今日もそうですけれども、こういう保健福祉部局、それから、先ほど来話に出ている教育委員会や、ほかの部局も含めて、市役所内も連携しながら取組を進めていきたいなと思っています。

それから、先ほど条例の中で事業者についてのお話をいただきました。こちらの条例は、大きな理念を考える条例というような形になりますので、それぞれの事業者の皆さんの活動の中にこういった考え方を盛り込みながら取組を進めていただければというような内容にしているつもりでございます。

例えば、昨年度、出前講座で伺った町内会で話題になったところと言うと、災害時の避難所のトイレの使い方などについて考えるときに、女性や障がいのある方が使いやすいという観点をいろいろと考えていく必要があるよねと。他にも地域共生社会というような観点では、周りに相談できずに1人で生活されている方々もいらっしゃる、そういったことも日頃の活動の中で踏まえながら考えていただければと考えているところでございます。

具体的な活動をしていただく中で、もし市役所にご相談があれば、いろいろな部局と相談しながら取組を進めていきたいなと思っておりますので、応援していただければというところでございます。

○石橋会長 上原委員、何かございませんか。

○上原委員 私はバリアフリー部会に参加させていただきまして、皆さん、大変積極的な意見もあって、私も拙いながらも発言してきたところで。

中身云々というのは別にして、強いてお願いから言いますと、当然、説明される部局との日程調整の関係があつて厳しい、あるいは、資料の出来具合などもあるのでしょうけれども、参加者の出席の可否の照会をもう少し早めというか、私の希望からすれば、せめて1か月前には大体このぐらいにあるよというアナウンスがあると、日程調整が大変しやすいのです。

できるだけ出席しようとは思ったのですが、やはり、実際に言われますと出席できないことも何回かあったものですから、それだけを要望としてお願いしておきます。

○石橋会長 運営のお話ですけれども、今のはご意見という形で、事務局には受け止めていただけたらと思つているところでございます。

ありがとうございます。

ほかにこの条例に関して何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 それでは、一応、多くの方からご意見をいただいたので、この議案についても、これで少し区切りとさせていただきたいと思つます。

ありがとうございました。

最後に、議題（3）その他になります。

予定していた議題は、大きなものはこれで一応区切りがついたところでございますけれども、最後に、本日の会議で今期は終わりということもありますので、どうしても一言言いたいということはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 それでは、以上で本日の議題については全て終了させていただきたいと思つます。

皆様、長時間にわたりまして、活発なご意見をありがとうございました。

一応、今期はこれで終わりという形になります。今期で委員を外れる方もいらっしゃいますし、継続される方もいらっしゃると思つますけれども、引き続き、この会議の活動を見守る、もしくは、参加をしていただけたらと思つます。

ありがとうございました。

そうしましたら、事務局に進行をお返ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 石橋会長、会議の進行をどうもありがとうございました。

それでは、本日の第13期第3回札幌市福祉のまちづくり推進会議は、以上で閉会とさせていただきます。

第13期、2年間にわたり活発にご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

以 上